

協会けんぽ鹿児島支部からのお知らせ



知っていれば安心、役立つ情報や各種ご案内を掲載しております。

職場内で回覧をお願いします



椿

令和6年
1月号

令和6年
4月
スタート

令和6年度 協会けんぽ生活習慣病予防健診 【付加健診の対象年齢が拡大されます!】

生活習慣病予防健診とは?



協会けんぽの生活習慣病予防健診は、

- 血圧測定
- 血液検査
- 尿検査
- 心電図検査
- 胸部レントゲン検査
- 胃部レントゲン検査
- 便潜血反応検査

メタリックシンドロームとともに

5大がん 肺 胃 大腸 子宮 乳房 までカバー!

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

対象者	自己負担額
35歳~74歳 (75歳の誕生日の前日まで)の方	最高5,282円

※メタリックシンドロームとは、お腹まわりに内臓脂肪がたまることで悪玉のホルモンが分泌され、高血圧・高血糖・脂質異常等が起こり、生活習慣病になりやすくなっている状態のことです。

令和6年度から一般健診と一緒に受診できる付加健診の対象年齢が拡大されます!

健診の種類	検査の内容	自己負担額	対象者
付加健診	尿沈渣顕微鏡検査 血液学的検査、生化学的検査 眼底検査、肺機能検査 腹部超音波検査	最高2,689円	令和5年度まで 一般健診を受診する 40・50歳
			令和6年度から 40・45・50・55・60・65・70歳



数万円程度かかる人間ドック並みの詳細な健診を約8,000円程度で受診できる年齢が増えます!
お得な生活習慣病予防健診を利用しましょう!

国の行っている健康づくり施策について

「健康日本21」=2000年から実施している「21世紀における国民健康づくり運動」

健康日本21
令和6年から第3次の健康づくり
の取組が始まります。

第3次 4つの方向

- ①健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- ②個人の行動と健康状態の改善
- ③社会環境の質の改善
- ④女性のライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

1次2次の取組で、
健康寿命が延びました!

2019年

男性72.68歳 女性75.38歳
(2001年 男性69.4歳女性72.65歳)

でも、悪化したものもあります。

メタボ該当状況
睡眠習慣や飲酒習慣

第3次のビジョンは

「すべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」です!
誰一人取り残さない・実効性を持つ取り組みを推進します!

第3次の健康日本21での国の取組ポイント

- 女性の健康にもっと注目します!
- 自然に健康になれる環境づくりを行います!
- 様々な機関や団体を巻き込んだ取組を進めます!
- 自治体の取組の参考となる具体策を提示します!
- ICTの利活用を進めます!



私たちは何をやる?

- ☑ 自分や家族、同僚の健康に関心を持ちましょう。
- ☑ 健診や生活習慣の改善、早期病院受診など、10年後も元気であるための行動を起こしましょう!
- ☑ 皆さんを支援するために整備されたツールや資源も積極的に活用しましょう。
- ☑ 職場でも女性のための健康づくりを始めましょう。

【お問い合わせ先】 保健グループ ☎099-219-1735

平日や日中の受診で医療費の節約に？

診療時間以外に受診をすると、通常の診療費用以外に「**割増料金**」が発生します。そのため医療費が割高になり、皆さまの自己負担額も増加してしまいます。

時間外に受診すると？

- ・ **時間外加算**（概ね平日は8時前・18時以降、土曜日は8時前・正午以降）の場合
→ 初診 **850円** 再診 **650円**
- ・ **休日加算**（日曜日・祝日・年末年始）の場合
→ 初診 **2,500円** 再診 **1,900円**
- ・ **深夜加算**（22時～6時）の場合
→ 初診 **4,800円** 再診 **4,200円** が**別途**発生してしまいます。

※上記金額には健康保険が適用されます。自己負担額は、70歳未満は上記金額の3割、未就学児は2割、70歳から74歳の方は2割（現役並み所得者は3割）です。



→診療時間内に受診することで、医療費を**節約**することができます！

緊急や急病時以外は、できる限り**診療時間内での受診**を心がけましょう

もしも休日・夜間のお子様の症状で困ったときは

こども医療でんわ相談【#8000】に相談を

休日・夜間のお子様の症状にどのように対処したらよいのかなど、小児科医師・看護師に相談でき、症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスを受けられます。



新しいお薬の受け取り方（リフィル処方せん）始まっています。

リフィル処方せんとは、医療機関で処方せんを毎回もらわず、**同じ処方せん**を薬局で最大3回まで**繰り返し使用**できる仕組みです。

例えば、長いあいだ同じ薬を飲んでいて病状が安定し、通院をしばらく控えても大丈夫と**医師が判断した場合**が対象です。

くわしくは、医師にお聞きください

※投薬量に限度のある医薬品や湿布薬はリフィル処方せんにできません

リフィル処方せん
については
特設サイトを
ご覧ください



全国健康保険協会
協会けんぽ



健康保険組合連合会

【お問い合わせ先】企画総務グループ ☎099-219-1734（自動音声案内④番）



全国健康保険協会 鹿児島支部
協会けんぽ

〒892-8540 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル6階
TEL：099-219-1734(代表) FAX：099-219-1743

メルマガの
登録はこちら



～協会けんぽ鹿児島支部ホームページ～



検索